

福岡市総合図書館古文書資料収蔵品データベース利用規約

1 コンテンツに係る権利

福岡市総合図書館古文書資料収蔵品データベースに掲載している全てのコンテンツに係る著作権等の諸権利は、特段の定めがない限り福岡市総合図書館(以下「図書館」という。)に帰属します。

2 準拠規定

コンテンツは、以下の規定にしたがってご利用ください。

・クリエイティブ・コモンズ・ライセンスに定める CC-BY 4.0

<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

3 利用条件

ご利用にあたっては、下記の条件を遵守してください。

- (1)「福岡市総合図書館所蔵資料」または「福岡市総合図書館古文書資料収蔵品データベース掲載」であることを明記してください。
- (2)資料名(例「金山尚志資料」)や資料番号など、資料を特定できる情報を表示してください。
- (3)元データを改変した場合は、その内容を表示してください。
- (4)公序良俗に反したり、他の権利を侵害するなどの利用を行わないでください。
- (5)法令又は条例に違反する利用、その他福岡市が不適切と判断する利用は行わないでください。

4 免責事項

- (1)利用の結果として生じる利用者の損害など、その他一切の事象について図書館は責任を負いません。利用者と第三者との間に問題が生じた場合も、図書館は関与いたしません。
- (2)本データベースは、予告なしに内容の追加・変更・削除・利用停止を行うことがあります。このことにより発生したいかなる損害・損失についても、図書館は一切の責任を負いません。

5 掲載・放映等の申請について

出版物への掲載やテレビ等での放映、パネル等の作成、商品化などで利用する場合は、今後の図書館業務の参考とするため、下記について、郵送または電子メールにてお知らせください。また、成果物(出版物・展示図録等)がある場合は、図書館宛に一部をご寄贈くださいますよう、ご協力をお願いします。

- (1)利用する資料名と利用箇所
- (2)利用目的(出版物への掲載・放映番組・展覧会名・商品名等)
- (3)時期(出版年月・放送日時・会期等)
- (4)利用者(著者・番組制作者・展覧会主催者等)
- (5)図書館資料の活用事例について、HP等に紹介することの可否

(令和4年3月29日作成)

凡 例

- データの項目は以下を基本とし、データベースの検索は「資料名」「名称」「年代」「作成・受取」及び「キーワード」の文字列検索とした。
 - 資料名（「伊丹資料」「益富資料」などの資料群名のこと）
 - 受入区分（寄贈・寄託・購入・マイクロフィルム収集）
 - 目録号数（冊子として刊行した目録に掲載されている号数）
 - 目録編成（資料の分類）
 - 資料番号（資料を分類（目録編成）し、分類ごとに並べ替えた後に付与した番号）
※データベースに収録するにあたり、資料番号は冊子で刊行された目録の漢数字（例「一〇一」）からアラビア数字に A を付したものに改めた（例「A101」）。
 - 名称（資料の標題・内容）
 - 年代
 - 作成・受取
 - 形状・品質
 - 員数
 - 法量
 - 備考
 - MFNo.（マイクロフィルムのリール番号）
 - 整理番号（資料を分類（目録編成）する前の出所原則に基づいて原秩序復元のために付与した番号）
 - 備品番号（個別の資料の ID 番号）
- 字体は原則として常用漢字を用いた。
- 記載の文字が、虫損、破損および不明の場合は、「□」とした。
- 「名称」は資料に記載された標題を採用した。記載のない資料については、当館で仮題を付け、略号として「(仮)」を付し、判別ができるようにした。また、適宜内容を補足したものは〈 〉内に表記した（例「(仮)覚〈運上銀の件〉」）。
- 年代は、作成、消印、資料内の催し・行事等（例 コンサート、展覧会等）の開催その他資料についての情報となりうるそれぞれの年代記載を示すものとする。年代に関しては算用数字に直して記載した。
- 年代及び作成・受取で、内容により推測できるものは〔 〕を付して記載した。年号が判別できないものは「江戸時代」「明治時代」などと表記し、それぞれの時代に適宜「前期」「中期」「後期」「末期」などをつけて記した（例「江戸末期」「明治前期」など）。
- 法量の単位はセンチメートルとし、掲載の都合上、少数点以下を切り上げた。ただし、形状・品質によっては、小数点を付したものもある。
- 資料によっては、はっきりとは分類できないものがあり、幾つかの項目に該当するものもある。
- マイクロフィルム撮影を行っていない資料は「MFNo.」の欄を空欄とした。
- 記載事項の一部に、今日の視点では人権や民族問題上、不適当な表現があるが、その時点と今日ではそれらに対する考え方が異なるという事実を知らせることが重要であると判断し、そのまま掲載した。
- この凡例に該当しない事項については、各資料の解題、解説で補足説明を行った。
- データベースおよび解説をホームページで公開するにあたり、加筆・修正を施した事項がある。

（令和4年3月29日作成）